

資料

第1表 年齢3区分別人口及び割合

第1表 年齢3区分別

	総 数						男					
	総 数		0~14歳		15~64		65~		総 数		0~14歳	
	実 数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
31年	90,259	100.0	29,414	32.6	56,002	62.0	4,843	5.4	44,355	100.0	14,990	33.8
32	91,058	100.0	28,909	31.7	57,241	62.8	4,938	5.4	44,771	100.0	14,742	32.9
33	92,010	100.0	28,513	31.0	58,433	63.5	5,065	5.5	45,230	100.0	14,549	32.2
34	92,973	100.0	28,109	30.2	59,656	64.2	5,209	5.6	45,709	100.0	14,351	31.4
35	93,419	100.0	27,667	29.6	60,002	64.2	5,350	5.7	45,878	100.0	14,335	31.2
36	94,285	100.0	27,067	28.8	60,715	64.4	5,503	5.8	46,304	100.0	14,337	31.0
37	95,178	100.0	26,274	27.7	62,261	65.4	5,642	5.9	46,744	100.0	13,935	29.8
38	96,156	100.0	25,416	26.5	63,903	66.5	5,836	6.1	47,230	100.0	13,501	28.6
39	97,186	100.0	24,590	25.3	65,580	67.5	6,016	6.2	47,744	100.0	13,085	27.4
40	98,275	100.0	23,766	24.2	67,228	68.5	6,211	6.3	48,244	100.0	12,815	26.6
41	99,054	100.0	22,921	23.1	68,812	69.5	6,420	6.5	48,626	100.0	12,492	25.7
42	100,263	100.0	22,076	22.0	70,459	70.2	6,649	6.6	49,219	100.0	12,148	24.7
43	101,408	100.0	21,224	20.9	72,170	71.2	6,899	6.8	49,803	100.0	11,765	23.5
44	102,648	100.0	20,371	19.8	73,938	72.1	7,109	6.9	50,431	100.0	11,329	22.7
45	103,720	100.0	19,518	18.8	75,756	73.1	7,331	7.1	50,918	100.0	10,891	21.4
46	105,014	100.0	18,665	17.7	77,624	73.9	7,524	7.2	51,529	100.0	10,426	20.2
47	107,332	100.0	17,812	16.6	79,563	74.1	7,879	7.3	52,639	100.0	9,974	19.0
48	108,710	100.0	16,959	15.6	81,504	75.0	8,160	7.5	53,331	100.0	9,525	17.9
49	110,049	100.0	16,106	14.6	83,457	75.8	8,456	7.7	54,010	100.0	9,076	16.8

資料：総務府統計局「全国年齢別人口の推計」  
 (注) 各年10月1日現在。なお47年以後は沖縄県を含む。

人 口 及 び 割 合 (単位：1,000人、%)

女											
15~64		65~		総 数		0~14歳		15~64		65~	
実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合	実数	構成割合
27,290	61.5	2,075	4.7	45,903	100.0	14,424	31.4	28,711	62.5	2,768	6.0
27,909	62.3	2,121	4.7	46,317	100.0	14,167	30.6	29,332	63.3	2,818	6.1
28,499	63.0	2,182	4.8	46,781	100.0	13,964	29.8	29,934	64.0	2,883	6.2
29,106	63.7	2,251	4.9	47,265	100.0	13,757	29.1	30,550	64.6	2,957	6.3
29,219	63.7	2,233	5.1	47,541	100.0	13,731	28.9	30,783	64.7	3,027	6.4
29,572	63.9	2,396	5.2	47,980	100.0	13,730	28.6	31,143	64.9	3,107	6.5
30,349	64.9	2,460	5.3	48,434	100.0	13,340	27.5	31,912	65.9	3,182	6.6
31,178	66.0	2,551	5.4	48,925	100.0	12,915	26.4	32,725	66.9	3,285	6.7
32,023	67.1	2,636	5.5	49,443	100.0	12,506	25.3	33,557	67.9	3,380	6.8
32,709	67.8	2,721	5.6	50,031	100.0	12,351	24.7	34,219	68.4	3,460	6.9
33,303	68.5	2,831	5.8	50,729	100.0	12,029	23.9	34,809	69.0	3,589	7.1
33,830	68.7	2,941	6.0	51,024	100.0	11,968	23.5	35,331	69.2	3,725	7.3
34,294	68.9	3,043	6.1	51,603	100.0	11,957	23.2	35,793	69.4	3,856	7.5
34,729	68.9	3,134	6.2	52,216	100.0	12,032	23.0	36,209	69.3	3,975	7.6
35,004	68.7	3,223	6.3	52,802	100.0	12,133	23.0	36,562	69.2	4,108	7.8
35,351	68.6	3,302	6.4	53,485	100.0	12,293	23.0	36,969	69.1	4,222	7.9
35,900	68.2	3,445	6.5	54,690	100.0	12,677	23.2	37,583	68.7	4,434	8.1
36,226	67.9	3,560	6.7	55,379	100.0	12,901	23.3	38,177	68.4	4,600	8.3
36,573	67.7	3,675	6.8	56,039	100.0	13,090	23.4	38,170	68.1	4,781	8.5

第2表 年齢3区分別将来推計人口

第2表 年齢3区分別

	総 数				総 数
	総 数	0~14歳	15~64	65~	
50年	111,500	27,404	75,326	8,770	54,727
51	112,907	27,947	75,877	9,082	55,432
52	114,271	28,447	76,408	9,416	56,116
53	115,576	28,848	77,006	9,721	56,771
54	116,817	29,157	77,622	10,038	57,397
55	118,012	29,323	78,362	10,327	57,995
56	119,169	29,810	78,714	10,645	58,579
57	120,274	29,858	79,479	10,937	59,136
58	121,325	29,872	80,245	11,208	59,668
59	122,333	29,812	81,070	11,451	60,179
60	123,312	29,727	81,735	11,851	60,677
65	127,581	28,269	85,530	13,783	62,857
70	131,427	27,172	87,979	16,276	64,837
75	135,154	27,594	88,772	18,787	66,774
80	138,397	28,692	88,948	20,757	68,464
85	140,611	29,175	88,819	22,618	69,625
90	141,760	28,666	88,003	25,091	70,235
95	142,381	27,946	88,814	25,622	70,586
100	142,963	27,843	90,267	24,853	70,941
110	143,979	28,791	91,199	23,989	71,638
120	144,485	28,348	90,141	25,996	71,982
125	144,819	28,141	90,502	26,177	72,122

資料：厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口(50年2月推計)」  
 (注) 各年10月1日現在

将 来 推 計 人 口 (単位：1,000人)

	男			女		
	0~14歳	15~64	65~	総 数	0~14歳	15~64
14,047	36,883	3,797	56,774	13,358	38,443	4,973
14,328	37,189	3,914	57,475	13,619	38,688	5,168
14,588	37,491	4,038	58,156	13,859	38,918	5,318
14,798	37,824	4,149	58,805	14,050	39,183	5,572
14,959	38,170	4,266	59,423	14,198	39,453	5,772
15,047	38,579	4,369	60,016	14,275	39,783	5,957
15,300	38,797	4,482	60,590	14,510	39,917	6,164
15,327	39,229	4,580	61,137	14,531	40,250	6,317
15,336	39,665	4,669	61,657	14,536	40,581	6,511
15,307	40,130	4,742	62,154	14,505	40,940	6,707
15,265	40,536	4,876	62,636	14,463	41,199	6,973
14,508	42,751	5,598	64,725	13,761	42,779	8,185
13,946	44,076	6,816	66,589	13,226	43,904	9,460
14,163	44,556	8,055	68,379	13,431	44,216	10,732
14,726	44,743	8,994	69,933	13,966	44,205	11,762
14,974	44,814	9,837	70,986	14,201	44,005	12,780
14,713	44,579	10,944	71,525	13,953	43,424	14,147
14,343	45,083	11,160	71,795	13,603	43,731	14,462
14,290	45,839	10,812	72,022	13,552	44,428	14,041
14,777	46,305	10,559	72,341	14,014	44,894	13,433
14,550	45,783	11,649	72,504	13,798	44,358	14,348
14,443	45,970	11,709	72,697	13,697	44,532	14,468

第3表 人口動態の推移

	第3表 人 口 動 態							
	人 口	出 生		死 亡		自 然 増 加		乳 児
		実 数	率(人口 1,000対)	実 数	率(人口 1,000対)	実 数	率(人口 1,000対)	
23年	80,002,500	2,681,624	33.5	950,610	11.9	1,731,014	21.6	165,406
24	81,772,600	2,696,638	33.0	945,444	11.6	1,751,194	21.4	168,467
25	83,199,637	2,337,507	28.1	904,876	10.9	1,432,631	17.2	140,515
26	84,573,000	2,137,669	25.3	838,998	9.9	1,298,691	15.4	122,869
27	85,852,000	2,005,162	23.4	765,068	8.9	1,240,094	14.4	99,114
28	87,033,000	1,868,040	21.5	772,547	8.9	1,095,493	12.6	91,424
29	88,293,000	1,769,580	20.0	721,491	8.2	1,048,089	11.9	78,944
30	89,275,529	1,730,692	19.4	693,523	7.8	1,037,169	11.6	68,801
31	90,259,000	1,665,278	18.4	724,460	8.0	940,818	10.4	67,691
32	91,088,000	1,566,713	17.2	752,445	8.3	814,268	8.9	62,678
33	92,010,000	1,653,469	18.0	684,189	7.4	969,280	10.5	57,052
34	92,971,000	1,626,088	17.5	689,959	7.4	936,129	10.1	54,768
35	93,418,501	1,606,041	17.2	706,599	7.6	899,442	9.6	49,293
36	94,285,000	1,589,372	16.9	695,644	7.4	893,728	9.5	45,465
37	95,178,000	1,618,616	17.0	710,265	7.5	908,351	9.5	42,797
38	96,156,000	1,659,521	17.3	670,770	7.0	988,751	10.3	38,442
39	97,186,000	1,716,761	17.7	673,067	6.9	1,043,694	10.7	34,967
40	98,274,961	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.4	33,742
41	99,056,000	1,360,974	13.7	670,342	6.8	690,632	7.0	26,217
42	99,637,000	1,935,647	19.4	675,006	6.8	1,260,641	12.7	28,928
43	100,794,000	1,871,839	18.6	686,555	6.8	1,185,284	11.8	28,600
44	102,022,000	1,889,815	18.5	693,787	6.8	1,196,028	11.7	26,874
45	103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8	25,412
46	104,345,000	2,000,973	19.2	684,521	6.6	1,316,452	12.6	24,805
47	105,742,000	2,038,682	19.3	683,751	6.5	1,354,931	12.8	23,773
48	108,079,000	2,091,983	19.4	709,416	6.6	1,382,567	12.8	23,683
49	109,410,000	2,029,971	18.6	710,513	6.5	1,319,458	12.1	21,887

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」

- (注) 1. 41年以前は総人口、42年以後は日本人人口である。  
2. 48年、49年は沖縄県を含む。

態 の 推 移								
死 亡 率(出生 1,000対)	周 産 期 死 亡 実 数	死 産 率(出生 1,000対)	死 産 実 数	婚 姻		離 婚		
				実 数	率(人口 1,000対)	実 数	率(人口 1,000対)	
61.7	...	...	143,963	50.9	953,999	11.9	79,032	0.99
62.5	...	...	192,677	66.7	842,170	10.3	82,575	1.01
60.1	108,843	46.6	216,974	84.9	715,081	8.6	83,689	1.01
57.5	99,865	46.7	217,231	92.2	671,905	7.9	82,331	0.97
49.4	91,527	45.6	203,824	92.3	676,995	7.9	79,021	0.92
48.9	85,932	46.0	193,274	93.8	682,077	7.8	75,255	0.86
44.6	79,776	45.1	187,119	95.6	697,809	7.9	76,759	0.87
39.8	75,918	43.9	183,265	95.8	714,861	8.0	75,267	0.8+
40.6	75,706	45.5	179,007	97.1	715,934	7.9	72,040	0.80
40.0	70,502	45.0	176,353	101.2	773,362	8.5	76,651	0.79
34.5	72,625	43.9	185,148	100.7	826,902	9.0	74,004	0.80
33.7	69,912	43.0	181,893	100.6	847,135	9.1	72,455	0.78
30.7	66,552	41.4	179,281	100.4	866,115	9.3	69,410	0.7+
28.6	65,063	40.9	179,895	101.7	890,158	9.4	69,323	0.74
26.4	62,650	38.7	177,363	98.8	928,341	9.8	71,394	0.75
23.2	60,049	36.2	175,424	95.6	937,516	9.7	69,996	0.73
20.4	56,827	33.1	168,046	89.2	963,130	9.9	72,306	0.74
18.5	54,904	30.1	161,617	81.4	954,852	9.7	77,195	0.79
19.3	42,583	31.3	148,248	98.2	940,120	9.5	79,432	0.80
14.9	50,846	26.3	149,389	71.6	953,096	9.6	83,476	0.84
15.3	45,921	24.5	143,259	71.1	956,312	9.5	87,327	0.87
14.2	43,419	23.0	139,211	68.6	984,142	9.6	91,280	0.87
13.1	41,917	21.7	135,095	65.3	1,029,405	10.0	95,937	0.93
12.4	40,900	20.4	130,920	61.4	1,091,229	10.5	103,595	0.99
11.7	38,754	19.0	125,154	57.8	1,099,984	10.4	108,382	1.02
11.3	37,598	18.0	116,171	52.6	1,071,923	9.9	111,877	1.04
10.8	34,446	17.0	109,736	51.2	1,000,454	9.1	113,622	1.04

第4表 死因順位の変動

第4表 死 因 順

	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
	死 因	百分率 人口10万対 死亡率	死 因	百分率 人口10万対 死亡率	死 因	百分率 人口10万対 死亡率
明治33年	肺炎・気管支炎	10.9 226.1	全 結 核	7.9 163.7	脳 血 管 疾 患	
43	"	12.1 262.0	"	10.6 230.2	胃 腸 炎	
大正 9	"	16.1 408.0	胃 腸 炎	10.0 254.2	全 結 核	
昭和 5	胃 腸 炎	12.2 221.4	肺炎・気管支炎	11.0 200.1	"	
15	全 結 核	12.9 212.9	"	11.3 185.8	脳 血 管 疾 患	
22	"	12.8 187.2	"	12.0 174.6	胃 腸 炎	
25	"	13.5 146.4	脳 血 管 疾 患	11.7 127.1	肺炎・気管支炎	
30	脳 血 管 疾 患	17.5 136.1	悪 性 新 生 物	11.2 87.1	老 衰	
31	"	18.5 148.4	"	11.3 90.7	"	
32	"	18.4 151.7	"	11.1 91.3	"	
33	"	20.0 148.6	"	12.8 95.5	心 疾 患	
34	"	20.7 153.7	"	13.2 98.2	"	
35	"	21.2 160.7	"	13.3 100.4	"	
36	"	22.4 165.4	"	13.9 102.3	"	
37	"	22.7 169.4	"	13.8 103.2	"	
38	"	24.6 171.4	"	15.1 105.5	"	
39	"	24.8 171.7	"	15.5 107.3	"	
40	"	24.7 175.8	"	15.2 108.4	"	
41	"	25.7 173.8	"	16.4 110.9	"	
42	"	25.5 173.1	"	16.7 113.0	"	
43	"	25.5 173.5	"	16.8 114.6	"	
44	"	25.6 174.4	"	17.1 116.2	"	
45	"	25.4 175.8	"	16.8 116.3	"	
46	"	25.9 169.6	"	17.9 117.7	"	
47	"	25.8 166.7	"	18.6 120.4	"	
48	"	25.4 166.9	"	18.5 121.2	"	
49	"	25.1 163.0	"	18.8 122.2	"	

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」  
 (注) 昭和15年以前及び昭和48年以後は沖縄県を含む。

位 の 変 動

位	第 4 位		第 5 位		
	百分率 人口10万 対死亡率	死 因	百分率 人口10万 対死亡率	死 因	
7.7	159.2	胃 腸 炎	6.4	133.8	老 衰
9.9	213.4	脳 血 管 疾 患	6.1	131.9	"
8.8	223.7	インフルエンザ	7.6	193.7	脳 血 管 疾 患
10.2	185.6	脳 血 管 疾 患	9.0	162.8	老 衰
10.8	177.7	胃 腸 炎	9.7	159.2	"
9.4	136.8	脳 血 管 疾 患	8.9	129.4	"
8.6	93.2	胃 腸 炎	7.6	82.4	悪 性 新 生 物
8.6	67.1	心 疾 患	7.8	60.9	全 結 核
9.4	75.8	"	8.2	66.0	"
9.7	80.5	"	8.8	73.1	肺炎・気管支炎
8.7	64.8	老 衰	7.5	55.5	"
9.1	67.7	"	7.6	56.7	"
9.7	73.2	"	7.7	58.0	"
9.8	72.1	"	7.9	58.2	不慮の事故
10.2	76.2	"	7.7	57.5	肺炎・気管支炎
10.1	70.4	"	7.2	50.4	不慮の事故
10.2	70.3	"	7.0	48.4	"
10.8	77.0	"	7.0	50.0	"
10.6	71.9	"	6.6	44.6	"
11.2	75.7	"	6.4	43.3	"
11.8	80.2	不慮の事故	5.9	40.2	老 衰
12.0	81.7	"	6.2	42.2	"
12.5	86.7	"	6.1	42.5	"
12.5	82.0	"	6.2	40.7	"
12.6	81.2	"	6.2	40.1	"
13.3	87.3	"	5.7	37.2	肺炎・気管支炎
13.8	89.8	"	5.1	33.0	"

第5表 年齢階級別死因順位,死亡割合,死亡率(人口10万対)(49年)

第5表 年齢階級別死因順位.

	死亡者数	第 1 位		第 2 位	
		死 因	死亡割合 %	死 因	死亡割合 %
総 数	649.4	脳血管疾患	25.1	悪性新生物	18.8
0 歳	1,078.2	先天異常	20.4	出生時損傷、難産及びその他の無酸素症、低酸素症	16.5
1~4	90.8	不慮の事故	39.8	先天異常	12.8
5~9	37.1	"	44.2	悪性新生物	13.3
10~14	25.5	"	27.8	"	17.2
15~19	63.9	"	42.5	自殺	15.4
20~24	84.7	"	30.2	"	26.0
25~29	88.4	"	23.1	"	22.3
30~34	110.8	悪性新生物	18.8	不慮の事故	17.6
35~39	165.2	"	22.1	"	14.6
40~44	254.0	"	25.5	脳血管疾患	14.3
45~49	360.5	"	29.9	"	16.6
50~54	522.2	"	32.6	"	18.2
55~59	844.8	"	33.1	"	21.6
60~64	1,387.0	"	31.1	"	24.9
65~69	2,370.4	脳血管疾患	28.5	悪性新生物	27.2
70~74	4,105.5	"	31.9	"	21.9
75~79	7,163.5	"	33.7	心疾患	15.9
80~(再掲)	15,052.4	"	28.8	"	18.5
65~	5,450.7	"	30.6	"	16.2

資料：厚生省統計情報部「人口動態統計」  
 (注) 1. 0歳の死亡率は出生10万対の率である。  
 2. 死亡割合は、それぞれの年齢別死亡数を100とした場合の百分率である。

死亡割合、死亡率(人口10万対)(49年)

第 3 位		第 4 位		第 5 位	
死 因	死亡割合 %	死 因	死亡割合 %	死 因	死亡割合 %
心疾患	13.8	不慮の事故	5.1	肺炎及び気管支炎	5.0
肺炎及び気管支炎	9.9	詳細不明の未熟児	8.5	その他の新生児の異常	7.0
"	10.2	悪性新生物	7.3	麻疹	3.1
先天異常	6.3	肺炎及び気管支炎	5.3	中枢神経系の非炎症性疾患	4.1
中枢神経系の非炎症性疾患	7.2	"	6.3	心疾患	5.1
悪性新生物	8.6	心疾患	4.5	中枢神経系の非炎症性疾患	4.2
"	8.4	"	5.4	"	2.8
"	14.0	"	7.1	脳血管疾患	2.9
自殺	16.6	"	9.4	"	5.9
"	11.5	脳血管疾患	10.0	心疾患	9.9
不慮の事故	11.8	心疾患	9.9	自殺	7.0
心疾患	10.9	不慮の事故	8.7	肝硬変	6.0
"	11.0	"	7.1	"	4.8
"	11.7	"	5.3	"	4.1
"	12.6	"	3.8	"	3.3
"	13.8	肺炎及び気管支炎	3.8	不慮の事故	2.8
"	14.5	"	4.9	高血圧性疾患	3.1
悪性新生物	15.3	"	6.2	老 衰	4.4
老 衰	15.1	"	7.5	悪性新生物	7.0
悪性新生物	15.7	老 衰	7.1	肺炎及び気管支炎	6.0

第6表 国民医療費の推移

第6表 国民医療

	推 計 額				
	30年度	35	40	45	46
医療費	2,388	4,095	11,224	24,962	27,250
公費負担分	279	451	1,471	2,822	3,209
生活保護法	244	364	750	1,680	1,909
結核予防法	31	48	432	540	562
精神衛生法	—	21	222	437	475
老人福祉法	—	—	—	—	—
その他	5	18	68	165	262
保険者等負担分	1,185	2,415	7,442	17,320	18,872
政府管掌健康保険	386	758	2,443	5,351	5,684
組合管掌健康保険	290	523	1,509	3,566	3,934
船員保険	15	25	72	133	144
日雇労働者健康保険	25	68	194	406	317
国家公務員共済組合	} 206	219	230	429	449
公共企業体職員等共済組合		75	174	326	350
省		27	44	—	—
市町村職員共済組合		—	—	526	1,057
地方公務員共済組合	5	8	30	74	81
私立学校教職員共済組合	188	598	2,015	5,357	6,135
国民健康保険	43	87	230	549	578
労働者災害補償保険	2	9	18	72	76
その他	—	—	—	—	—
(再掲)被用者保険	952	1,721	5,178	11,342	12,083
被保険者	697	1,224	3,855	8,306	8,726
被扶養者	255	497	1,323	3,036	3,357
患者負担分	923	1,229	2,312	4,820	5,169
全額自費	495	214	189	645	767
公費又は保険の一部負担	428	1,015	2,123	4,174	4,402
医療費の対前年度増加率(%)	1.11	1.13	1.20	1.20	1.09
国民所得中に占める医療費の割合(%)	3.27	3.09	4.30	4.22	4.14

厚生省統計情報部調べ

(注) 医療費の範囲は次のとおりである。

1. 推計された医療費は、傷病を直接の対象とした狭義の医療費であって予防のために行われた医療費は含まれていない。
2. 医療機関の減免措置や差額徴収分は含まれていない。患者又は保険者・国・

費の推移 (単位: 億円, %)

		構 成 割 合							
47	48	30年度	35	40	45	46	47	48	
33,994	39,496	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
4,607	5,488	11.7	11.0	13.1	11.3	11.8	13.6	13.9	
2,411	2,568	10.2	8.9	6.7	6.7	7.0	7.1	6.5	
688	635	1.3	1.2	3.8	2.2	2.1	2.0	1.6	
597	622	—	0.5	2.0	1.8	1.7	1.8	1.6	
} 911	1,385	—	—	—	—	—	—	3.5	
	278	0.2	0.4	0.6	0.7	1.0	2.7	0.7	
23,401	27,767	49.6	59.0	66.3	69.4	69.3	66.8	70.3	
6,884	8,183	16.2	18.5	21.8	21.4	20.9	20.3	20.7	
4,910	6,012	12.1	12.8	13.4	14.3	14.4	14.4	15.2	
175	207	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
320	318	1.0	1.7	1.7	1.6	1.2	0.9	0.8	
557	642	} 8.6	5.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.6	
436	496		1.8	1.6	1.3	1.3	1.3	1.3	
—	—	1.1	1.1	—	—	—	—	—	
1,409	1,616	—	—	4.7	4.2	4.1	4.1	4.1	
103	119	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
7,817	9,332	7.9	14.6	18.0	21.5	22.5	23.0	23.6	
700	749	1.8	2.1	2.0	2.2	2.1	2.1	1.9	
94	93	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	
14,791	17,593	39.9	42.0	46.1	45.4	44.3	43.5	44.5	
10,382	11,464	29.2	29.9	34.3	33.3	32.0	30.5	29.0	
4,409	6,130	10.7	12.1	11.8	12.2	12.3	13.0	15.5	
5,986	6,241	38.7	30.0	20.6	19.3	19.0	17.6	15.8	
957	1,197	20.7	5.2	1.7	2.6	2.8	2.8	3.0	
5,029	5,044	17.9	24.8	18.9	16.7	16.2	14.8	12.8	
1.25	1.16	—	—	—	—	—	—	—	
4.45	4.31	—	—	—	—	—	—	—	

めの費用、正常分へん費等は含まれていない。  
地方公共団体が当年度に支払うべき額によって推計を行った。

第7表 社会保障給付費の推移

第7表 社会保険給

	39年度	40	41	42
総額(A)	1,347,482	1,603,743	1,866,968	2,164,157
医療保険	623,185	774,981	904,295	1,069,795
年金保険	118,452	154,165	197,979	246,917
失業及び労災保険	161,660	175,643	192,633	203,652
児童手当	—	—	—	—
生活保護	115,814	135,836	157,894	180,130
社会福祉	40,415	48,388	57,524	71,799
保健衛生	83,226	99,341	116,375	125,553
恩給	188,761	197,542	224,406	250,464
戦後処理	15,969	17,847	15,862	15,847
国民所得(億円)	233,904	261,169	305,035	362,092
(A)/(B)(%)	5.76	6.14	6.12	5.98

厚生省企画室調べ

(注) 上表はILO事務局による「社会保障費用」の給付費を制度別に組みかえたも国民所得は、経済企画庁「国民所得統計年報」

(単位: 100万円)

付 費 の 推 移					
43	44	45	46	47	48
2,509,407	2,872,887	3,523,413	3,966,408	4,892,254	6,162,129
1,250,509	1,454,926	1,781,047	1,940,498	2,396,702	2,838,733
296,760	359,725	476,638	590,634	759,909	1,076,979
230,348	259,082	289,423	354,974	413,094	454,970
—	—	—	6,517	42,177	74,989
204,540	227,851	274,293	310,411	389,971	446,912
84,685	102,920	133,356	164,097	231,802	430,699
141,629	155,413	180,210	188,954	210,533	280,586
289,772	301,931	342,589	379,964	419,343	530,576
11,167	11,039	45,857	30,360	28,720	27,655
428,487	498,159	591,410	658,982	764,452	916,948
5.86	5.77	5.96	6.02	6.40	6.72

のである。

第8表 振替所得の内訳

第8表 振 替 所

	39年度	40	41	42
健康保険	234.2	297.0	351.0	413.8
国民健康保険	153.5	195.3	231.3	289.6
厚生年金	18.2	37.6	54.4	65.0
国民年金	41.4	43.1	49.5	61.7
共済組合	137.5	166.2	196.5	234.1
船員保険	12.0	14.3	17.0	18.7
失業保険	107.6	113.9	125.6	128.9
労災保険等	51.0	58.4	63.2	70.9
恩給	161.5	169.6	194.4	216.4
地方吏員恩給	29.8	30.7	33.0	37.6
公務災害補償費	1.4	1.6	1.6	1.8
交付国債	15.4	17.5	23.5	30.8
生活保護	115.7	136.6	158.0	180.6
児童手当	—	—	—	—
その他	134.6	164.6	187.4	204.0
合計	1,214.0	1,446.2	1,686.5	1,953.7

資料: 経済企画庁「国民所得統計年報」

(単位: 10億円)

得 の 内 訳					
43	44	45	46	47	48
459.3	529.2	647.5	669.9	806.6	940.6
372.1	431.0	512.7	582.0	741.5	886.1
76.7	98.7	154.3	182.8	225.5	330.5
70.6	78.4	90.8	113.5	174.4	277.2
278.8	328.0	406.9	473.4	582.6	728.3
20.3	22.6	28.4	31.6	38.7	46.0
139.4	152.4	160.6	209.4	241.8	260.5
87.0	101.6	123.0	138.5	162.9	184.9
250.2	265.5	297.0	330.5	366.3	469.6
43.3	45.5	49.9	54.3	58.2	67.1
2.0	1.4	1.5	2.0	2.1	2.7
33.7	46.0	44.5	39.8	37.8	36.5
205.8	228.9	275.4	312.7	392.4	451.5
—	—	—	3.7	30.5	52.6
235.6	275.5	376.6	465.5	685.3	804.0
2,274.7	2,604.5	3,168.9	3,609.7	4,546.1	5,538.2

第9表 国の予算における社会保障関係費

第9表 国の予算における

	43年度		44		45		46	
	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比
一般会計予算	5,818,598	117.5	6,739,574	115.8	7,949,764	118.0	9,414,315	
厚生省予算	768,659	(177.0) 114.5	903,908	117.6	1,103,473	122.1	1,298,983	
社会保障関係費	815,666	(115.3) 113.1	946,957	116.1	1,140,754	120.5	1,344,066	
生活保護費	164,021	112.9	182,964	111.5	217,186	118.7	250,290	
社会福祉費	70,831	117.3	88,448	124.9	111,023	125.5	141,872	
社会保険費	388,256	121.0	467,679	120.5	587,456	125.6	702,195	
保健衛生対策費	107,934	(109.1) 95.5	122,004	113.0	140,609	115.2	160,115	
失業対策費	84,626	103.1	85,862	101.5	84,480	98.4	89,594	

厚生省会計課調べ

(注) ( )内は、国立療養所関係費が国立病院特別会計に移行していたものとして計

社会保障関係費

(単位：100万円、%)

対前年度比	47		48		49		50	
	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比	当初予算額	対前年度比
118.4	11,467,681	121.8	14,284,073	124.6	17,099,430	119.7	21,288,800	124.5
117.7	1,597,456	123.0	2,093,002	131.0	2,868,294	137.0	3,906,729	136.2
117.8	1,641,444	122.1	2,114,517	128.8	2,890,844	136.7	3,926,919	135.8
115.2	310,045	123.9	355,548	114.7	443,015	124.6	534,747	120.7
127.8	195,016	137.5	322,360	165.3	431,149	133.7	616,913	143.1
119.5	848,233	120.8	1,119,903	132.0	1,659,649	148.2	2,327,687	140.3
113.9	181,571	113.4	199,825	110.1	217,895	109.0	273,829	125.7
106.1	106,579	119.0	116,881	109.7	139,126	119.0	173,743	124.9

算した数字である。

第10表 厚生省所管一般会計歳出予算額の推移

第10表 厚生省所管一般会計

	43 年 度	44	45
生活保護費	164,021	182,964	217,186
社会福祉費	70,831	88,448	111,023
児童保護費	42,979	55,149	70,744
特別児童扶養手当等給付諸費	431	486	472
老人福祉費	11,753	14,255	18,155
身体障害者保護費	2,139	2,593	3,204
社会福祉施設整備費	486	534	588
社会福祉施設整備費	1,745	1,972	2,176
社会福祉施設整備費	5,771	6,858	8,622
母子福祉費	600	800	950
児童扶養手当給付諸費	4,054	4,746	4,907
国立更生施設機関	862	1,055	1,206
社会福祉事業振興会出資	—	—	—
社会保険負担金	388,256	467,679	583,934
社会保険国庫負担金	58,553	68,817	86,805
健康保険組合補助費	1,473	1,563	1,751
厚生年金基金等助成費	46	46	55
国民健康保険国庫負担金	225,289	279,230	357,931
国民健康保険年金庫負担金	102,895	118,022	137,257
児童手当国庫負担金	—	—	135
保健衛生対策費	107,934	122,004	140,608
結核医療費	37,151	39,394	43,580
原爆障害対策費	24,580	27,668	35,823
保健衛生施設整備費	4,442	6,025	7,164
保健衛生施設整備費	10,161	11,511	13,612
国立病院経営費	1,147	1,113	1,535
国立療養所	25,316	30,763	32,397
国立療養所	3,958	4,486	5,295
疫	910	1,043	1,202
科学技術振興費	2,325	2,781	2,982
遺族及び留守家族等援護費	20,679	22,234	24,532
生活環境施設整備費	5,542	6,873	9,647
経済協力費	515	769	853
その他	8,556	10,156	12,708
厚生省所管一般会計予算総額	768,659	903,908	1,103,473
一般会計予算総額	5,818,598	6,739,574	7,949,764

厚生省会計課調べ

(注) 四捨五入のため内訳の合計が予算総額に合わない場合もある。

歳出予算額の推移 (単位: 100万円)

46	47	48	49	50
250,290	310,045	355,548	443,015	534,747
141,872	195,011	322,360	431,149	616,913
90,262	116,554	144,393	188,861	271,487
541	1,028	2,158	4,612	12,244
22,854	40,039	121,322	161,347	224,361
3,960	5,617	8,586	11,259	16,171
670	797	882	1,056	1,394
3,120	3,628	4,606	5,900	7,631
12,600	18,111	27,611	38,936	52,952
1,050	1,227	1,420	1,530	1,620
5,434	6,284	9,685	15,682	26,453
1,381	1,728	1,699	1,966	2,590
690,548	838,349	1,110,537	1,651,400	2,316,371
90,756	109,202	172,959	301,384	420,155
1,951	2,212	2,376	2,644	3,049
65	196	286	576	923
421,876	489,160	567,693	790,044	1,062,076
172,582	221,121	332,079	508,418	764,691
230	280	339	416	457
3,068	16,178	34,805	47,919	65,010
160,115	181,242	199,549	217,478	273,373
45,429	53,926	54,894	63,226	66,541
39,408	50,894	52,929	66,685	84,919
8,666	11,448	13,324	15,502	24,025
15,842	19,158	21,380	24,723	30,528
1,303	1,802	2,039	2,672	3,849
41,864	34,776	44,338	31,487	46,700
6,004	7,517	8,709	10,978	14,081
1,399	1,711	1,934	2,206	2,700
3,682	4,874	6,700	8,475	12,327
26,467	30,205	41,045	50,589	65,172
13,690	22,678	38,990	44,107	57,392
943	1,263	1,390	1,611	2,494
11,377	13,788	16,879	20,470	27,960
1,298,983	1,597,456	2,093,002	2,868,294	3,906,729
9,414,315	11,467,681	14,284,073	17,099,430	21,288,800

第11表 最近成立した厚生省関係法律



第11表 最近成立した

(75国会) 49.12.27~50.7.4

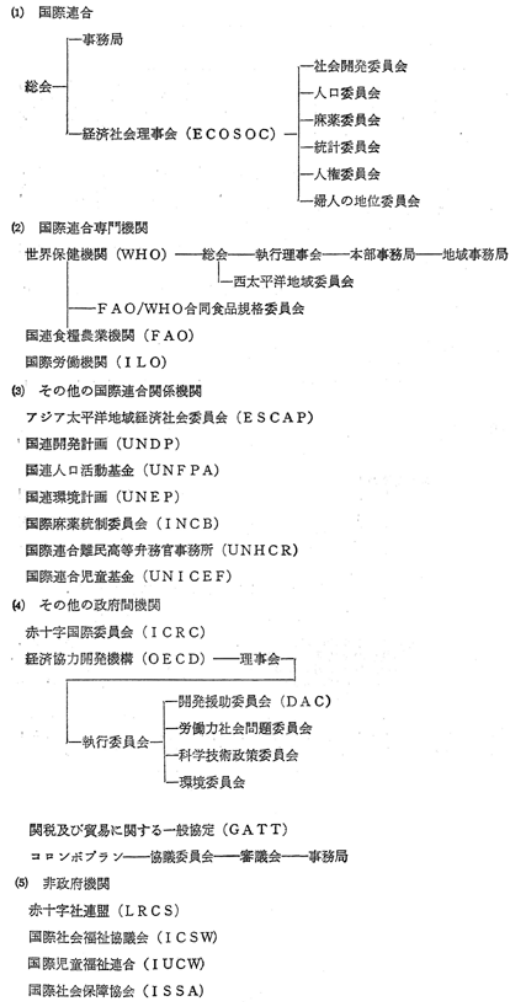
法律番号	公布年月日	法律名
法 10	50. 3.31	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
法 31	50. 5.23	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
法 37	50. 6.13	薬事法の一部を改正する法律
法 38	50. 6.13	国民年金法等の一部を改正する法律
法 43	50. 6.25	医療法の一部を改正する法律
法 44	50. 6.25	優生保護法の一部を改正する法律
法 47	50. 6.27	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律
法 55	50. 7. 8	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
法 62	50. 7.11	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律

厚生省関係法律

内	容
	<p>戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の年金、一時金、手当、給付金、特別弔慰金等の額の引き上げ、支給対象の拡大等を行った。</p> <p>下水道の整備等により、その経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るため市町村が合理化事業計画を策定し、これに従って事業の転換を行う者に対し、所要の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することとした。</p> <p>薬局の開設、一般販売業及び薬種高販売業の許可に係る地域的制限に関する規定を削除することとした。</p> <p>(1) 老齢福祉年金額を9万円から14万4,000円に引き上げたほか、他の福祉年金についても大幅な引き上げを行った。</p> <p>(2) 老齢特別給付金の額を6万6,000円から10万8,000円に引き上げた。</p> <p>(3) 物価スライドの実施時期を51年1月から50年9月に繰上げた。</p> <p>(4) 5年年金の額を56年10月から15万6,000円に引き上げた。</p> <p>(5) 保険料の額を月額1,100円から1,400円に引き上げた。</p> <p>医療に関し広告できる診療科目として新たに神経内科及び形成外科を加えることとした。</p> <p>都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間の終期とされている50年7月31日を5年延長することとした。</p> <p>1. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の額を児童1人につき月額1万1,300円から1万8,000円に引き上げた。</p> <p>(2) 中度障害を有する児童を監護している父母又は養育者に対し、新たに児童1人につき月額1万2,000円の手当を支給することとした。</p> <p>(3) 重度障害者で介護を必要とする状態にある者に月額4,000円の福祉手当を支給することとした。</p> <p>2. 児童扶養手当法の一部改正</p> <p>手当の額を児童1人の場合月額9,800円から1万5,600円に引き上げた。</p> <p>3. 児童手当法の一部改正</p> <p>手当の額を児童1人につき月額4,000円から5,000円に引き上げた。</p> <p>1. 被爆地から2キロメートルの区域内にあった者及びその当時その者の胎児であった者に対して、所得制限の下で新たに保健手当月額6,000円を支給することとした。</p> <p>2. 特別手当の支給額を、月額1万5,000円から2万4,000円に引き上げた。</p> <p>3. 健康管理手当の支給に際しての年齢制限を撤廃し、その支給額を月額7,500円から1万2,000円に引き上げた。</p> <p>義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務の特殊性等にかんがみ、これらの者について育児休業に関する制度を設け女子の継続的な勤務を促進し、教育及び業務の円滑な実施を確保することとした。</p>

第12表 厚生省の関係する主要国際機関

第12表 厚生省の関係する主要国際機関

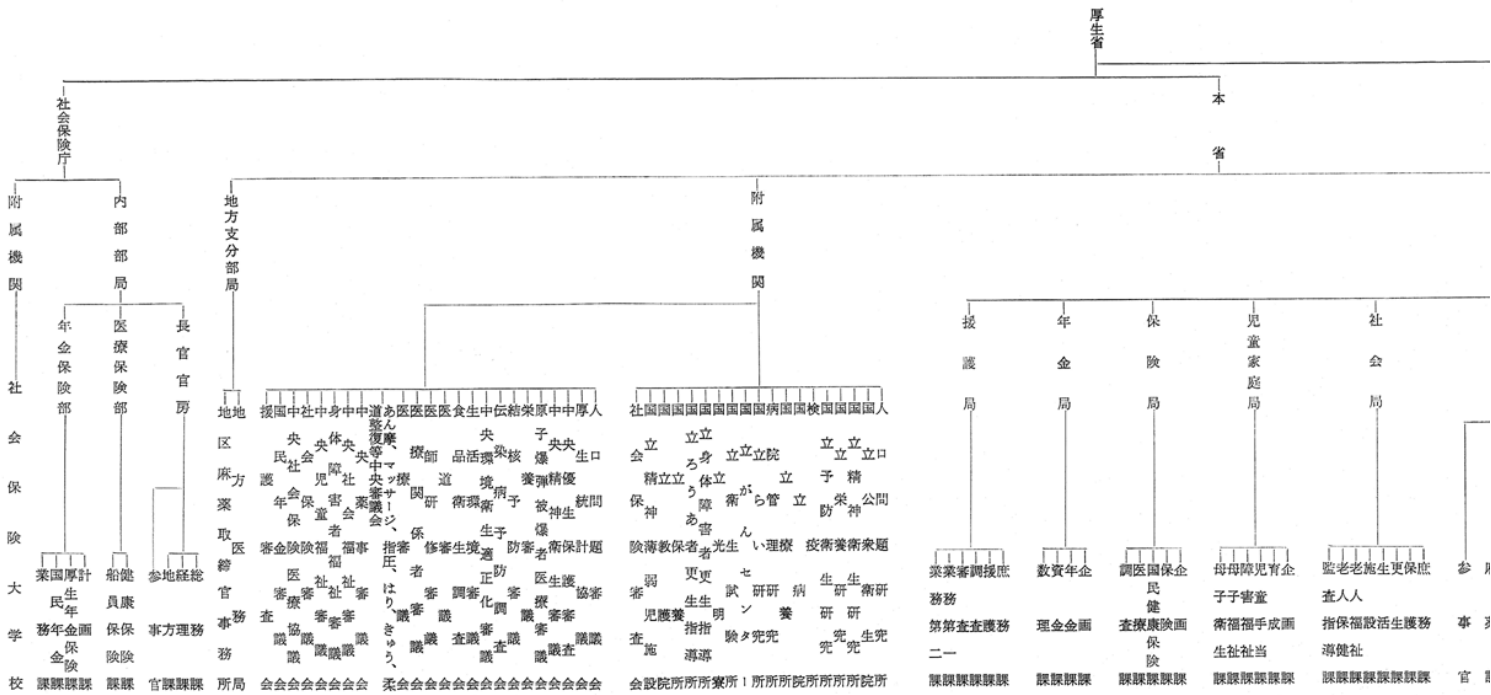


第13表 厚生省の機構及び所掌事務(50年10月1日現在)

第13表 厚生省の機構及び所掌事務(50年10月1日現在)

1 厚生省機構

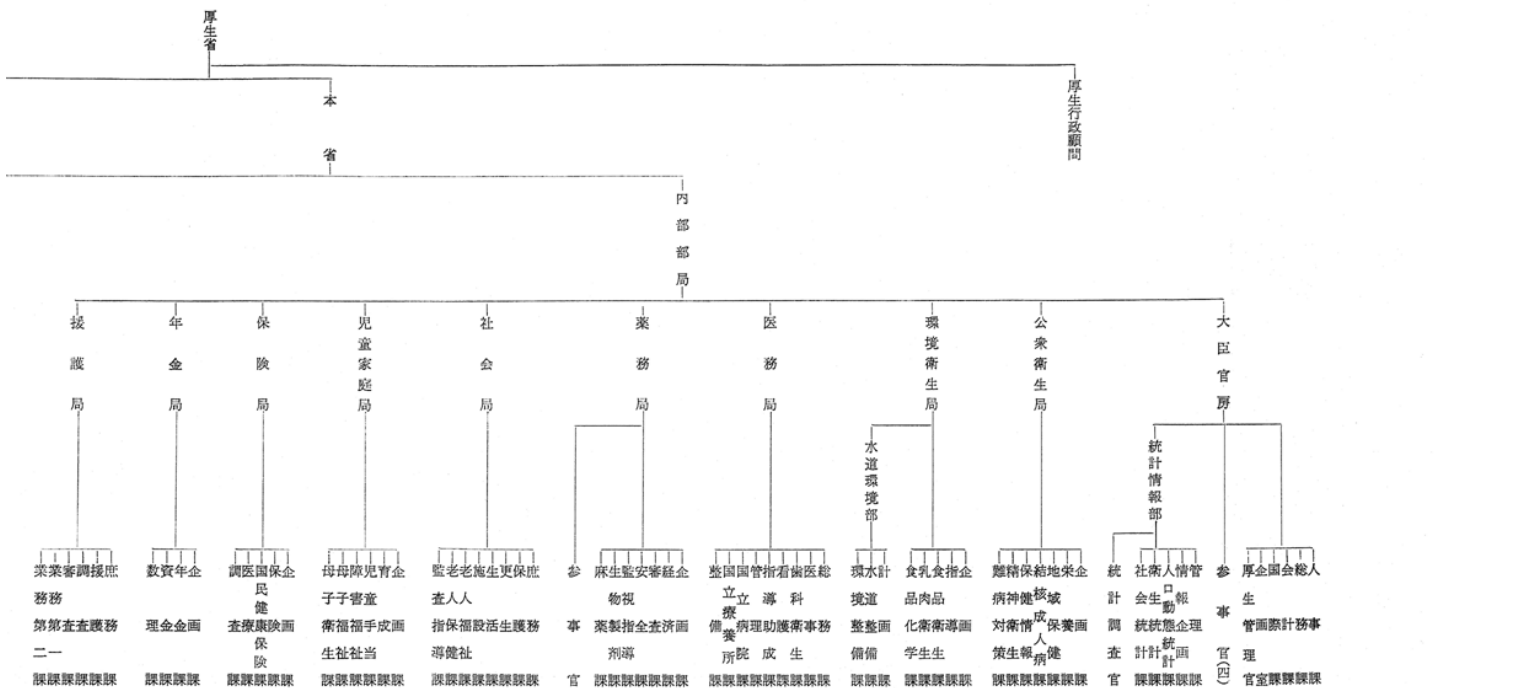
厚生省機構図



厚生省の機構及び所掌事務(50年10月1日現在)

1 厚生省機構

厚生省機構図



2 所掌事務(内部部局のみ)

(注) 次に掲げた各部局等の所掌事務、所掌の法律は、いずれもその主なものである。

大臣官房	人事	課一厚生省の内部組織、職員の見定・人事に関すること。
	総務	課一厚生行政の総合調整、広報事務を行うこと。法令案その他の文書の審査及び進捗を行うこと。
	会計	課一一般及び特別会計に関する経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
	国際	課一厚生行政に係る国際協力に関する事務の総合的企画及び総括を行うこと。厚生行政に係る世界保健機関その他国際機関に関する事務を総括すること。
	企画	室一厚生行政に関する企画立案一般に関すること。社会保障制度に関する総合的調査、研究及び企画を行うこと。人口政策に関する企画及び調整を行うこと。厚生白書の作成、厚生科学研究補助金に関すること。
	厚生管理	官一職員の見定及び保健、厚生省の共済組合、営繕、省内の福利施設に関すること。
	参事	官一命を受けて、大臣官房の所掌事務のうち重要事項に参画すること。
大臣官房	情報	課一厚生行政に必要な統計に関し、総合的企画及び解析並びに連絡調整、資料の刊行、収集及び保管、普及並びに指導を行うこと。厚生行政に関する一般的な資料その他の情報の収集、整理、保管及び提供を行うこと。
	情報企画	課一厚生行政に関する一般的な資料その他の情報の処理に関し、企画、実施及び連絡調整を行うこと。厚生行政に必要な統計の機械集計を行うこと。

公衆衛生局	一 統計情報部	人口動態統計課	人口動態に関する統計調査に関し、企画、実施、製表、解析及び資料の編纂を行うこと。
	衛生統計課	衛生に関する統計調査に関し、企画、実施、連絡調整、製表、解析及び資料の編纂を行うこと。	
	社会統計課	社会福祉及び社会保険に関する統計調査に関し、企画、実施、連絡調整、製表、解析及び資料の編纂を行うこと。	
	統計調査官	命を受けて、統計情報部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。	
	企画課	(法律) 原子爆弾被害者の医療等に関する法律 公衆衛生行政の総合的企画・調査及び調整を行うこと。放射線障害の調査、研究及び予防に関すること。	
	栄養課	(法律) 栄養改善法、栄養士法、調理師法 国民の健康増進に関する企画、実施に関すること。食生活の指導、国民の栄養状態の調査に関すること。	
	地域保健課	(法律) 保健所法、公衆衛生修学資金貸付法 地域住民の健康衛生の向上及び衛生教育の普及向上に関すること。医療社会事業一般に関すること。	
	結核成人病課	(法律) 結核予防法、らい予防法 結核、らい予防に関すること。がん、高血圧症、心臓病その他の成人病の予防に関すること。	
	保健情報課	伝染病予防法、検疫法、予防接種法、性病予防法、寄生虫病予防法 疾病予防のために必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。伝染病の予防、トラホーム・近視の予防及び地方病の予防に関すること。検疫所に関すること。	
	精神衛生課	(法律) 精神衛生法、傷病者保護法 精神衛生及び傷病者に関すること。	
難病対策課	難病に関する情報の収集及び調査研究その他の対策に関すること。		
環境衛生局	企画課	(法律) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、墓地・埋葬等に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 環境衛生行政に関する総合的企画、調整を行うこと。環境衛生に関する法規の総括、環境衛生金融公庫及び生活環境審議会に関すること。	
	指導課	(法律) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、クリーニング業法 環境衛生関係営業の経営改善に関する調査、指導。公衆浴場の料金の統制、多業集合する場所の衛生及び中央式衛生の適正化審議会に関すること。	
	食品衛生課	(法律) 食品衛生法、製菓衛生師法 食品等の衛生に関する規格又は基準に関すること。食品衛生監視員に関すること。食品等の製品検査に関すること。	
	乳肉衛生課	(法律) と畜場法、へい散処理場等に関する法律、狂犬病予防法 動物性食品に関する規格、基準その他衛生に関すること。	
	食品化学課	添加物の衛生に関する規格、基準、製品検査に関すること。食品等の洗浄に使用する化学的合成品に関すること。農薬が附着している食品による衛生上の危害の防止に関すること。	
	計画課	水道環境部の行政に関する総合的企画、調整を行うこと。水道用水の供給、廃棄物の処理方式、水道及び廃棄物処理施設の整備に関し、調査、企画を行うこと。	
	水道整備課	(法律) 水道法、水資源開発公団法 水道の施設、その維持管理に関する指導監督、井戸水その他水の衛生に関すること。	
	環境整備課	(法律) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法 廃棄物の処理施設、下水道の終末処理場の維持管理等に関し指導監督を行うこと。ねずみ、昆虫等の駆除に関すること。	
	総務課	(法律) 医療法、角摩移転に関する法律、医療金融公庫法 医療行政の総合的企画・調整、医療制度の調査研究その他医療の普及向上を図ること。	
	医事課	(法律) 医師法、診療放射線技師及び診療ニ関スル雑技師法、臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、死体解剖保存法 医療関係者の身分に関すること。	
歯科衛生課	(法律) 歯科医師法、歯科衛生士法、歯科技工法 歯科衛生に関すること。		
看護課	(法律) 保健師助産師看護婦法 保健師、助産師、看護婦及び准看護婦に関すること。		
指導助成課	医療機関経営の改善に関する企画・指導・奨励に関すること。医療機関の整備改善を図ること。		
管理課	国立病院特別会計の予算、決算及び会計に関すること。		
国立病院課	国立及び国立が、センターの業務を指導監督すること。		
国立療養所課	国立療養所の業務を指導監督すること。		
整備課	国立病院、国立療養所及び国立がんセンターにおける所要物資、建物等の営繕に関すること。		
薬務局	企画課	(法律) 薬事法、薬剤師法 薬務局の行政に関し、総合的企画・調整を行うこと。	
	経済課	(法律) 医薬品等法 販賣等の事業に関する会社経理応急措置法、中小企業等協同組合法、外資に関する法律、医薬品等の輸出入及びこれらに関する輸出入取引法 医薬品等の生産、販売、貿易等に関すること。	
	審査課	(法律) 医療用具等に関する工業標準化法、医薬品等に関する輸出検査法 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の生産の技術上の指導監督並びに同製造業及び同輸入の輸出入の承認に関すること。	
	安全課	(法律) 毒物及び劇物取締法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の基準に関すること並びに効能、効果、性能及び安全性に関する調査を行うこと。日本薬局方に関すること。	
	監視指導課	不良医薬品、医薬部外品、化粧品等の取締りに関すること。薬事監視員に関すること。	
	生物製剤課	(法律) 採血及び供血あつせん業取締法 生物学的製剤、抗菌物質製剤の基準・検定に関すること。	
	麻薬課	(法律) 麻薬取締法、大麻取締法 麻薬、大麻、あへんの調査統計に関すること。麻薬取締官及び麻薬取締員の司法警察員としての職務に関すること。	
	参事官	薬務局の所掌事務のうち技術に関する重要事項に参画すること。	
	保護課	(法律) 社会福祉事業法、民生委員法、日本赤十字社法 社会福祉法人に関する認可、福祉事務所の運営に関する指導監督、社会福祉事業一般の調査研究に関すること。	
	更生課	(法律) 生活保護法、行状病人及び行状死亡人取扱法 保護を要する者の保護、調査に関すること。	
生活課	(法律) 身体障害者福祉法 身体障害者の保護更生、身体障害者に対する授産・職業指導に関すること。結核回復者の後援に関すること。		
施設課	(法律) 消費生活協同組合法、公益質屋法、売春防止法、住宅地区改良法 第二種公営住宅、婦人の保護更生に関すること。授産事業の指導監督。		
老人福祉課	(法律) 災害救助法、社会福祉協議会法、社会福祉職員退職手当共済法 保護施設の設備、運営に関する指導監督、救済援護に必要な物資に関すること。		
老人福祉課	(法律) 老人福祉法 老人の福祉の向上に関すること。		
老人保健課	老人の保健の向上に関すること。		
監査指導課	生活保護法の施行並びに身体障害者福祉法及び老人福祉法による収容措置、老人医療費の支給に関し、都道府県知事等の行う事務についての監査・指導に関すること。		
児童家庭局	企画課	(法律) 児童福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律 児童、母性の福祉に関する総合的企画、児童福祉思想の普及向上を図ること。児童相談所に関すること。児童・妊産婦等に関する調査に関すること。	
	育成課	(法律) 子どもの国協法 孤児・浮浪児・不良児等の保護、養護施設等に関すること。児童の不良化防止に関すること。星親に関すること。	
	児童手当課	(法律) 児童手当法 厚生保険特別会計児童手当協定の予算・決算及び会計に関すること。	
	障害福祉課	(法律) 精神障害者福祉法、心身障害者福祉協会の法 精神薄弱児、身体障害児及び重症心身障害児の保護及び療育に関すること。精神薄弱者の保護更生に関すること。心身障害者福祉協会の監督及び扶養共済制度の助長に関すること。	
	母子福祉課	(法律) 母子福祉法 母子及び家族の福祉の向上に関すること。乳幼児の保育に関すること。保育所、母子寮に関すること。保母に関すること。	
	母子衛生課	(法律) 母子保健法 妊産婦、乳幼児の保健指導に関すること。助産施設等に関すること。家計計画に関すること。	
	企画課	(法律) 社会保険審査官及び社会保険審査会法、船員保険法、船員災害防止協会等に関する法律 医療保険制度に関する総合的企画、調整及び調査研究、船員保険に関する企画及び立案、社会保険審査会に関すること。船員災害防止協会を監督すること。社会保険審議会に関すること。	
	保険課	(法律) 健康保険法、日雇労働者健康保険法、社会保険診療報酬支払基金法 健康保険及び日雇労働者健康保険に関する企画及び立案、健康保険組合及び健康保険組合連合会に対する指導監督及び助成、社会保険診療報酬支払基金の指導監督に関すること。国庫公務員共済組合等の運営、指示等を行うこと。	
	国民健康保険課	(法律) 国民健康保険法、国民健康保険再建整備資金貸付法 国民健康保険に関する企画及び立案、国民健康保険を行う市町村・社団法人に対する指導に関すること。	
	医療課	厚生省所管の社会保険の医療に関する監督、社会保険診療報酬に関する事務、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の指導監督、指定・登録等に関すること。中央社会保険協議会に関すること。社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険団体連合会の審査委員会に関すること。	
調査課	厚生省所管の医療保険の整理、組合管掌健康保険及び国民健康保険の統計に関すること。医療保険制度の調整のための統計数理的調査に関すること。		
企画課	(法律) 通算年金通則法、農業者年金基金法 厚生省所管の年金制度に関する総合的企画、調整及び調査研究、国民年金審議会に関すること。		
年金課	(法律) 厚生年金保険法、国民年金法、石炭鉱業年金基金法 厚生年金保険及び国民年金に関する企画及び立案に関すること。		
資金課	(法律) 年金福祉事業団法 年金福祉事業団の指導監督、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等の福祉施設の助成に関する調査研究、関係行政機関との連絡に関すること。		

保護局	教 理	課—厚生年金保険及び国民年金の教理に関すること。厚生省所管の年金制度の統計教理的調査に関すること。	
	庶 務	課—(法律) 未帰還者留守家族等保護法、未帰還者に関する特別措置法、戦傷病者特別援護法 引揚援護：未帰還者等に関する総合的企画・調整・引揚者の援護に関すること。海外戦没者の遺骨の収集に関すること。	
	援 護	課—(法律) 戦傷病者戦没者遺族等保護法、引揚者給付金等支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関すること。	
	調 査	課—旧陸軍関係者の叙位及び叙職に関する調査に関すること。旧陸軍に関する復員関係事務に関すること。旧陸軍関係者の叙位及び叙職に関する調査に関すること。	
	審 査	課—旧陸軍に関する遺族年金・遺族給付金・弔慰金の支給額の裁定に関すること。	
	業 務	第一課—旧陸軍関係恩給請求書の進達に関すること。 第二課—旧海軍に関する復員関係事務、旧海軍関係恩給請求書の進達に関すること。	
	総 務	課—(法律) 社会保険労務士法 社会保険庁所管行政の総合調整、広報及び渉外、公文書類の審査、内部組織に関すること。職員の人事、厚生及び訓練に関すること。政府管掌健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、厚生年金及び国民年金の統計事務の整理に関すること。	
	長官官房	経 理 課—一般、特別会計の経費及び収入の予算・決算・会計・会計監督並びに営繕に関すること。児童手当の拠出金を徴収すること。 地 方 課—政府管掌健康保険等社会保険事務の実施に関し都道府県知事等の行う事務についての監察指導に関すること。 参 事 官—命を受けて、長官官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。	
	社会保険庁	医療保険部	健康 課—政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の事業の実施並びに保健施設及び福祉施設に関すること。 船員 課—船員保険の事業の実施及び福祉施設に関すること。 計 画 課—年金保険部の主管に属する事業の実施に関する事務の処理に関し、総合的企画、調査及び研究を行うこと。
		年金保険部	厚生年金 課—厚生年金保険事業の実施及び福祉施設に関すること。 国民年金 課—国民年金の事業の実施及び福祉施設に関すること。 業 務 課—厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者の登録及び統計の製表に関すること。厚生年金保険給付及び国民年金給付のうち老齢に関するもの及び船員保険給付の老齢、喪失、戻金及び死亡の受給額の裁定に関すること。

厚生省関係主要日誌(49年4月1日50年3月31日)

厚生省関係主要日誌 (49年4月1日  
50年3月31日)

年 月 日	事 項
49. 4. 1	○身体障害者福祉強調運動(1~30日) ○第23回身体障害者福祉展(3月29日~4月3日東京都) ○血液代金の自己負担金の無料化実施
7	○第26回世界保健デー「健康づくりはまず食生活から」
10	○社会保険審議会厚生年金保険部会は「スライド制の実施についての意見」を厚相に提出
13	○生活環境審議会水質専門委員会は、水道水に含まれる水銀の水質基準量についての意見書を厚相に提出
15	○厚生省設置法の一部改正公布。環境衛生局に水道環境部が新設され3課が設けられた。また統計調査部が統計情報部に、業務局の7課のうち麻薬課を除く6課が名称変更となった。 ○人口問題審議会は、人口白書「日本人口の動向一静止人口をめざして」をまとめ厚相に報告
16	○歯科保健問題懇談会は、歯科保健問題に関する諸施策について報告書をまとめ厚相に提出
17	○厚生省は、昭和49年度身体障害者福祉モデル都市の指定を発表
23	○中央公害対策審議会は、水銀に係る環境基準排水基準並びにその検定方法の改訂について環境庁長官に答申
24	○東京地裁は、恩給受給者の老齢福祉年金併給請求に対する訴訟について、原告(宮公、萩原芳太郎)の訴文を棄却し、国の勝訴を言い渡した。 ○厚生省は、医薬品製造と品質管理の基準(いわゆるGMP)の試案を製薬団体、都道府県に示した。
25	○厚生省は、「無医地区に関する調査」結果を発表 ○森永ヒ素中毒の被害者を救済するための財団法人ひかり協会の設立認可された。
26	○第26回世界保健デー中央大会(東京都)
30	○第6回愛育委員全国大会(東京都) ○第24回身体障害者福祉大会(東京都)
5. 1	○不正大麻・けし撲滅運動(1~6月30日)
2	○厚生省は、昭和48年の「麻薬、覚せい剤取締りの概況」を発表
4	○環境庁の健康被害検討委員会は、鳥根県鹿足郡津和野町の旧笹ヶ谷鉱山周辺住民の健康被害はヒ素中毒によるものであると「第4の公害病」に認定

年月日	事	項
49. 5. 5	○厚生省は、原因や治療方法不明の特定疾患に新しく慢性ジン炎、ニューニール病など10疾患を指定、合計30疾患に、また、難病医療費補助対象にサルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症など4疾患を追加、合計10疾患を発表	
	○こどもの日、児童福祉週間(5~11日)	
7	○第27回WHO総会(7~25日、スイス)	
8	○第25回結核予防全国大会(8~9日、鹿児島県)	
9	○伊豆半島沖地震(M6.8)が発生、被災地南伊豆町に災害救助法を適用	
	○第7回全国保健衛生大会(9~10日、高松市)	
10	○寄生虫病予防法の一部を改正する法律が可決成立	
11	○千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式	
15	○厚生省は、8疾患の難病について行った全国疫学調査の第2次報告を発表	
	○第27回全国盲人福祉大会(高知県)	
	○厚生省は、血液代金の自己負担金の無料化実施で「血液代金支給要綱」を都道府県に通知	
16	○厚生省は、ニューブリテン島及びブーゲンビル島等における戦没者遺骨収集の実施を発表	
17	○医療情報システム検討会は、医療情報システムの全般構想の検討結果を発表	
18	○「寄生虫病予防法の一部を改正する法律」公布	
	○第22回全国盲人福祉施設大会(18~19日、奈良県)	
20	○「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律」公布	
21	○家庭奉仕員中央研修会(21~22日、福島県)	
24	○社会の風紀環境を浄化する運動(24日中心におおむね2週間)	
	○亮春をなくす運動(24日中心におおむね2週間)	
28	○第19回日本身体障害者団体連合会全国大会(26~28日、岩手県)	
29	○全国老人福祉会議(29~31日、京都市)	
	○第19回全国衛生教育大会(29~30日、松山市)	
30	○「農業者年金基金法の一部を改正する法律」公布	
31	○「国民年金法等の一部を改正する法律」公布	
	○厚生省は、薬価基準と歯科材料価格基準の一部改正の告示を行った。	
6. 1	○水道週間(1~7日)	
	○農薬危害防止運動(1~30日)	
	○第23回全国ろうあ者大会(1~5日、青森県)	
	○第4回日本リウマチ友の会総会	
	○中央薬事審議会副作用調査会は、スプレー式殺虫剤に使用されてい	

年月日	事	項
49. 6. 3	る塩化ビニルモノマーの毒性について「発がん性あり」との意見書を厚相に提出、これに基づき厚生省は、製造、販売の中止等の措置をとった。	
	○第72回通常国会閉会	
4	○歯の衛生週間(4~10日)	
5	○全国赤十字大会(東京都)	
6	○厚生省は、マレーシアのレンガム地区における戦没者遺骨収集の実施を発表	
	○PCB(ポリ塩化ビフェニール)を特定化学物質に指定	
7	○環境庁の水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会は、熊本大第2次水俣病研究班が指摘した有毒の「第3水俣病」問題で「現時点では水俣病と診断できる患者はいないと判断できる」と発表	
12	○厚生省は、「昭和48年度母子世帯等実態調査結果」を発表	
15	○東京地裁のサリドマイド訴訟をめぐる和解交渉は、原告団が今後の十分な福祉対策を条件とした和解案を原則として受け入れると回答、被告の国と大日本製薬も了承し、12年ぶりに金銭面での補償について合意が成立	
17	○「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布	
20	○「結核予防法等の一部を改正する法律」公布	
	○厚生省は、PCB(ポリ塩化ビフェニール)による母乳汚染疫学調査結果を発表	
22	○「児童手当法等の一部を改正する法律」公布	
23	○らいを正しく理解する週間(23~29日)	
25	○厚生省は、未就業看護職員実態調査を行うことを発表	
26	○厚生省は、50年春からの医師国家試験の抜本的な改革を行うため医療関係者審議会医師部会の小委員会を発足させた	
28	○厚生省は、公衆浴場確保のため公衆浴場確保対策検討委員会を発足	
7. 1	○愛の血液助け合い運動(1~31日)	
	○夏期食品一斉取締り月間(1~31日)	
	○血液問題研究会は、「国立血液研究総合センター設置」の中間答申を厚相に提出	
	○「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令」公布(スライド率16.1%)	
2	○日本人口会議(2~4日、東京都)	
7	○第10回参議院議員通常選挙行われる。	
8	○台風8号襲来、岡山県ほか6県に災害救助法が適用された。	
12	○厚生省は、「昭和47年度国民医療費(推計額)」発表	

年月日	事	項
49. 7. 14	○港の衛生週間(14~20日) ○第17回国際社会福祉会議(14~20日、ケニア)	
17	○第10回献血運動推進全国大会(松山市)	
20	○総理府は、「老後の生活と意識に関する調査」の結果を発表	
21	○第23回国際ストックマンギル競技会(21~27日、ロンドン)	
29	○中央薬事審議会は、第2回の医薬品再評価結果を厚相に答申	
8. 5	○食中毒予防週間(5~11日)	
6	○社会保険庁は、48年度政府管掌健康保険及び日雇労働者健康保険の財政収支決算を発表	
9	○厚生省は、「年金制度改善基礎調査一厚生年金保険遺族年金受給者調査」結果を発表 ○医療関係者審議会は、医師国家試験の改善に関する基本方針をまとめ厚相に提出	
13	○産業廃棄物懇談会は産業廃棄物対策の中間報告をまとめた。	
15	○全国戦没者追悼式(東京都)	
16	○中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会は、有料老人ホームのあり方に関する中間意見を厚相に提出	
19	○世界人口会議(19~30日、ルーマニア、ブカレスト)	
20	○「昭和48年厚生行政基礎調査(概況)」発表	
22	○食品衛生調査会は、食品添加物 A F <sub>2</sub> の発がん性について報告があったため、この使用を禁止すべきであるとの意見を厚相に具申した。	
27	○厚生省は、50年度予算の概算要求(総額3兆7,285億円、対前年度比30%増)をまとめ自民党社会部会での了承を得た(国民健康保険の臨時財政調整交付金、臨時調整補助金、へき地医療関係予算等は含まれておらず、別途追加要求の予定)。 ○関係省令、告示を改正し、食品添加物 A F <sub>2</sub> の使用を9月1日から禁止することとした。	
28	○食品衛生調査会は、食品添加物 A F <sub>2</sub> の変異原性について意見をまとめ、併せて禁止後の食中毒予防対策について、厚相に意見具申を行った。	
29	○「昭和48年簡易生命表」発表(平均寿命男70.7歳、女76.02歳)	
9. 1	○健康増進普及運動(1~30日) ○船員労働安全月間(1~30日) ○精神薄弱者愛護月間(1~30日) ○がん征庄月間(1~30日)	
2	○WHO西太平洋地域委員会(2~10日、マレーシア)	
3	○第20回全国盲婦人研修大会(3~5日、神奈川県)	
7	○厚相は、診療報酬の平均16%(医科16%、歯科16.2%、調剤6.6%)	

年月日	事	項
49. 9. 10	引上げを内容とする改定案を中央社会保険医療協議会に諮問 ○全国下水道促進デー	
12	○生活環境審議会は、下着、まつ毛など有害物質を含む家庭用品の第1次規制基準で5品目の基準を答申	
13	○厚相は船員保険の失業保険金の日額について社会保険審議会に諮問	
14	○厚生省は、医薬品の製造及び品質管理に関する基準(GMP)を定めた。	
15	○敬老の日、老人福祉週間(15~21日) ○第3回全国高齢者長距離走大会(山中湖畔)	
16	○全国老人クラブ大会(16~17日、東京都) ○第1回世界身体障害者競技大会(16~21日、イギリス、ロンドン)	
17	○社会保険審議会は、船員保険の失業保険金の日額について厚相に答申	
18	○第3回全国障害者技能競技大会(18~20日、千葉県)	
20	○中央社会保険医療協議会は、医療費引上げについて厚相に答申	
20	○厚生省は、児童の虐待、遺棄、殺害実態調査を発表	
21	○環境衛生週間(21~27日)	
22	○第8回ろうあ者体育大会(22~23日、横浜市)	
24	○結核予防週間(24~30日)	
26	○「昭和48年度社会医療調査結果」を発表 ○厚相は、医療料金を10月1日から16%引き上げることが告示した。	
27	○日本薬剤師会は「処方せん料改定に伴う分業緊急実施計画」を決定	
29	○第22回政府管掌健康保険全国軟式野球大会(29~10月3日、新潟市) ○ホームヘルパー海外視察(29~10月16日、アメリカ、カナダ)	
10. 1	○食生活改善普及運動(1~31日) ○麻薬、覚せい剤撲滅運動(1~11月30日) ○赤い羽根共同募金運動(1~12月31日) ○消費生活協同組合強化普及月間(1~31日) ○里親を求める運動(1~31日、里親デー4日)	
3	○全国環境衛生大会(3~4日、福井県)	
5	○全国里親大会(5~6日、名古屋市)	
7	○社会保障制度審議会は「当面の社会保障施策について(意見)」をまとめ首相に提出	
9	○厚相は、保険診療における歯科の差額問題で中央社会保険医療協議会に諮問	
10	○目の愛護デー	
11	○厚相は「政府管掌健康保険の保険料を11月1日から0.5%引上げ、千分の7にする」旨社会保険審議会に諮問	

年月日	事	項
10.11	○神戸地裁は老齢福祉年金の夫婦受給制限にかかる根本訴訟に対し国側に勝訴の判決	
12	○厚生省は大脳四肢筋拘縮症の診断基準を決め発表	
13	○薬と健康の週間(13~19日)	
	○全国ワイドマイド訴訟統一原告団と国及び大日本製薬KKは損害賠償をめぐる和解、合意事項をまとめた「確認書・覚書」に正式調印	
15	○「昭和48年度医療施設調査」結果を発表	
	○「昭和48年結核実態調査結果(概要)」を発表	
18	○厚生省は医師、歯科医師の行政処分を決め公表	
19	○母子のよい歯のコンクール中央表彰式(厚生省)	
21	○第2回日米行政交流会議開催(21~24日、アメリカ、ワシントン)	
22	○「昭和47年度国民栄養調査」結果を発表	
24	○全国民生・児童委員総会(24~25日、山口県)	
28	○老人問題懇談会は「今後の老人対策」の提言をまとめ提出	
29	○「昭和48年国民健康調査」結果の概況を発表	
	○「昭和48年保健衛生基礎調査」結果の概況を発表	
	○食品衛生全国大会(29~11月2日、東京都)	
11.1	○母子保健強調月間(1~30日)	
2	○第10回全国身体障害者スポーツ大会(2~3日、茨城県)	
4	○全国糖尿病週間(4~10日)	
7	○社会保険審議会は政府管掌健康保険の保険料率について厚相に答申	
8	○「昭和48年度厚生行政年次報告書(厚生白書)を発表(副題「人口変動と社会保障」)	
9	○第8回全日本点字競技大会(東京都)	
11	○精神衛生普及運動(11~17日)	
	○第2次田中改造内閣が発足、厚相に福永健司氏就任	
13	○中央公害対策審議会は公害健康被害補償法の救済指定地域を決定	
	○母子保健家族計画全国大会(13~14日、島根県)	
14	○全国社会福祉大会(東京都)	
	○政府管掌健康保険の保険料率を0.4%引上げ11月1日から適用すると告示した。	
15	○厚生政務次官に山下徳夫氏就任	
16	○第1回社会福祉施設近代化機器展開催(16~18日)	
18	○社会保険長期計画懇談会は「医療」、「年金」、「経済社会基本計画の目標達成の見通し」について中間報告を厚相に報告	
20	○中央薬事審議会は第3回の医薬品再評価結果を厚相に答申	
21	○寄生虫病予防運動(21~30日)	
	○医制百年記念式典が天皇皇后両陛下御出席のもと帝国ホテルで行わ	

年月日	事	項
49.11.22	○食生活改善中央大会(東京都)	
25	○中央社会保険医療協議会は歯科差額問題の取り扱いで協議し専門部会を設置して審議することを決定	
27	○厚相は公的病院の病床数の算出基準について医療審議会に諮問	
28	○中央児童福祉審議会は今後推進すべき児童福祉対策をまとめ厚相に提出	
29	○中央公害対策審議会は、PCBの水質環境基準を「検出されないこと」、排水基準を「0.003PPM」、PCBを含むヘドロの暫定除去基準を「10PPM」とする答申をまとめた。	
12.1	○食品の年末一斉取締り月間(1~28日)	
	○年末助け合い運動(1~31日)	
8	○第17回全国盲音楽家大会(8~9日、兵庫県)	
9	○三木内閣発足、厚生大臣に田中正巳氏就任	
10	○厚生省は、「昭和48年末医師、歯科医師、薬剤師調査」発表	
11	○医療審議会は、公的病院病床数の規制について厚相に答申	
14	○環境庁は、「昭和48年度全国公共用水域の水質調査結果」発表	
19	○厚生省は、「昭和48年度国民栄養調査結果」発表	
	○社会保険審議会厚生年金部会は、厚生年金保険の緊急改正に関する意見を発表	
	○あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会は、医薬類似行為の取扱いについて厚相に答申	
20	○厚生省は、「昭和48年度患者調査結果」発表	
21	○国民年金審議会は昭和50年度に緊急に措置すべき事項について厚相に申入れを行った。	
24	○厚生省は、「昭和49年における人口動態の概況(推計)」を発表	
25	○厚生省は、「昭和45年地域別生命表」を発表	
	○厚相は日雇労働者健康保険の高額療養費支給制度等の実施について社会保険審議会に諮問	
	○厚相は船員保険の災害補償部門の関係政令の一部改正について社会保険審議会に諮問	
26	○社会保険審議会は日雇労働者健康保険の高額療養費支給制度等の実施について厚相に答申	
	○社会保険審議会は、船員保険の災害補償部門の関係政令の一部改正について厚相に答申	
	○インドネシア、モロタイ島において元日本兵を発見、保護した旨公電が厚生省に入る。この人は中村輝夫、陸軍一等兵で台湾、高砂炭出身である。	



年月日	事	項
49.12.27	○第75回通常国会召集 ○日本医師会は厚生省の審議会の委員の辞任届を厚相に提出	
28	○日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律公布 ○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律公布(同法により船員保険法が一部改正)	
50.1.6	○雇用保険法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律公布(同法により船員保険法が一部改正)	
10	○モロタイ島の元日本兵中村輝夫氏見舞のため援護局長出発 ○昭和50年度政府予算案閣議決定(一般会計21兆2,000億円、財政投融资計画9兆3,500億円)。厚生省予算総額は、3兆9,067億円、財政投融资計画は、1兆3,570億円	
13	○環境庁は、「昭和48年度全国大気汚染状況」を発表	
19	○ビル〜戦没者遺骨収集団出発	
20	○厚相は、厚生年金保険法、船員保険法、国民年金法等の一部改正について社会保険審議会、国民年金審議会、社会保障制度審議会にそれぞれ諮問	
21	○社会保険庁は、昭和50年度政府管掌健康保険の収支見通しを発表	
30	○厚生省は、三種混合ワクチン接種事故によりワクチンの接種を全面的に一時中止することを決定	
31	○建築物環境衛生管理全国大会(東京都)	
2.1	○成人病予防週間(1〜7日)	
3	○日航機内で集団食中毒発生	
5	○社会保険審議会、国民年金審議会は、厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法等の一部改正について厚相に答申	
6	○社会保障制度審議会は国民年金法等の一部改正について厚相に答申	
7	○栄養と健康展(7〜12日、和歌山県、14〜19日、宮崎県)	
10	○日本歯科医師会は、厚生省の審議会の委員の辞任届を厚相に提出 ○社会保険庁長官は船員保険に関する告示について社会保険審議会に諮問 ○社会保険審議会は船員保険に関する告示について社会保険庁長官に答申	
14	○厚生省は、「日本の将来人口推計」を発表	
17	○厚相は船員保険の失業部門の関係政令の一部改正について社会保険審議会に諮問 ○社会保険審議会は船員保険の失業部門の関係政令の一部改正について厚相に答申	
24	○日本薬剤師会は、厚生省の審議会の委員の辞任届を厚相に提出	
3.4	○厚生省は、印度における戦没者の遺骨収集を行うことを決定	

年月日	事	項
50.3.7	○閣議は、ILO102号条約(社会保障の最低基準に関する条約)を承認	
8	○栄養審議会は、日本人の栄養所要量を決め厚相に報告	
17	○厚生省は、大腿四頭筋拘縮症の健診の中間報告を発表 ○中央薬事審議会は、第4回の医薬品再評価結果を厚相に答申	

その後の主な動き

年月日	事	項
50.4.1	○身体障害者福祉強調運動(1〜30日)	
7	○第27回世界保健デー「伝染病をのりこえて健康増進を」	
11	○第24回身体障害者福祉展(11〜16日、東京都)	
16	○第6回愛育班員全国大会(東京都)	
21	○第27回世界保健デー中央大会(東京都)	
25	○第25回身体障害者福祉大会	
30	○最高裁判所は薬局等の適正配置規制は違憲である旨判決	
5.1	○不正大麻・けし撲滅運動(1〜6月30日)	
2	○第24回全国ろうあ者大会(名古屋市)	
5	○こどもの日、児童福祉週間(5〜11日)	
7	○第23回全国盲人福祉施設大会(7〜9日、千葉県)	
8	○第14回国際がん研究機関運営委員会(8〜9日、フランス)	
13	○第28回WHO総会(13〜31日、スイス)	
19	○第28回全国盲人福祉大会(19〜21日、山梨県)	
20	○労働省は、「昭和49年の労働災害事故の概況」発表	
21	○第26回結核予防全国大会(21〜22日、群馬県)	
23	○「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法」公布	
25	○第20回日身連全国大会(25〜27日、石川県金沢市)	
29	○第8回全国保健衛生大会(29〜30日、新潟市)	
30	○厚生省は、「昭和48年度国民医療費(推計)」発表	
31	○厚生省は、「第3回母乳汚染疫学調査結果」発表 ○千島ヶ嶽戦没者墓苑拝礼式	
6.1	○水道週間(1〜7日) ○農業災害防止運動(1〜30日) ○植東・南太平洋身体障害者スポーツ大会(1〜3日、大分県)	

年月日	事項
50. 6. 4	○歯の衛生週間(4~10日)
10	○第5回日本リウマチ友の会大会(東京都)
13	○薬局等の適正配置規正の附則を内容とする薬事法の一部改正法成立
	○「国民年金法等の一部を改正する法律」公布
22	○らいを正しく理解する週間(22~28日)
24	○「厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令を一部改正する政令」を公布(スライド率21.8%)
26	○中央薬事審議会は第5回の医薬品再評価結果を厚相に答申
28	○三師会、厚生省関係審議会委員辞任届を撤回
7. 1	○愛の血液助け合い運動(1~31日)
	○夏期食品一斉取締り月間(1~31日)
4	○第75回通常国会閉会
8	○全国老人クラブ大会(8~9日、福岡市)
12	○厚生省は、「昭和49年簡易生命表」発表(平均寿命男子71.16歳、女子76.31歳)
	○自治省は、「全国人口・世帯数調査(50年3月31日現在)」発表(総人口1億1,094万8,837人、世帯数3,331万世帯)
14	○港の衛生週間(14~20日)
17	○第11回献血運動推進全国大会(千葉市)
20	○第24回国際ストックマンズビル競技会(20~26日、ロンドン)
24	○中央薬事審議会副作用調査会は、ウレタンを含有する医薬品の製造販売の禁止を勧告、これに基づいて厚生省は、該当製品の製造販売の禁止等の措置をとった。
8. 5	○食中毒予防週間(5~11日)
8	○社会保険庁は、昭和49年度の政府管掌健康保険と日雇労働者健康保険の収支決算を発表
12	○社会保険長期計画懇談会は、「今後の社会保障のあり方について」厚相に提出
	○全国戦没者追悼式(東京都)
15	○社会保険審議会厚生年金部会が、51年度についての「厚生年金保険制度に関する意見」を提出
	○労働省は、「労働者の健康状況調査(結果)」を発表
17	○国民年金審議会が51年度についての「国民年金制度の改正について」意見書を提出
19	
26	○厚生省は、51年度予算の概算要求をまとめ発表(総額4兆8,053億4,300万円、前年比23%増)